

医第565号
令和3年10月13日

各医療機関等管理者 殿

徳島県保健福祉部医療政策課長
(公 印 省 略)

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止
継続支援補助金」について（通知）

日頃は、本県の医療行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」につきまして、厚生労働省において募集が開始されますので、御案内させていただきます。

本補助金は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、対象医療機関等において、感染拡大防止対策に要するかかり増し費用を補助するものです。積極的な活用をいただきますようお願いいたします。

なお、本補助金は国の直接補助事業であり、補助の申請は医療機関等から直接、厚生労働省に行っていただきますようお願いいたします。申請方法等の詳細につきましては、以下の厚生労働省ホームページを御確認ください。

※ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html

<お問い合わせ先>
厚生労働省医療提供体制支援補助金センター
電話番号：0120-336-933
受付時間：平日 9時30分から 18時まで
※本補助金の内容や申請方法等、御不明点については、上記までお問い合わせください。

担当 医事指導担当
電話 088-621-2366

保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所の皆さんへ

厚生労働省医政局総務課
医療経理室

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」のご案内

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要するかかり増し費用を補助することにしました。該当する医療機関等におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

1. 補助の対象となる医療機関等

補助の対象となる医療機関等は、「院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所」であることを要件としています。

2. 補助基準額（上限額）及び補助の対象経費

（1）補助基準額（上限額）

補助基準額（上限額）は、以下の区分ごとに、それぞれ次に定める額となります。

- ・ 病院・有床診療所（医科・歯科） 10万円
- ・ 無床診療所（医科・歯科） 8万円
- ・ 薬局・訪問看護事業者・助産所 6万円

（2）補助の対象経費

補助の対象経費については、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要した次の経費です（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）。

- ・ 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

3. 申請手続

（1）申請受付期間 令和3年11月1日（予定）から令和4年1月31日

(2) 申請方法

申請は、事業に要する費用が確定（物品であれば納品が完了し、費用が確定）してから、インターネットを利用した電子申請により申請を行ってください。

電子申請は11月1日（予定）に以下の厚生労働省ホームページに掲載されますので、当該ホームページから電子申請を選択して申請を行ってください。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html

（利用上の留意事項）

- ・パソコンほかスマートフォンやタブレットからも申請可能です。

インターネットを利用した電子申請が困難な場合は以下の問合せ先までご連絡ください。

（問合せ先）

厚生労働省医療提供体制支援補助金センター

電話：0120-336-933（平日9:30～18:00）

（3）申請内容

電子申請により、基本情報（施設名称、施設類型、代表者職名・氏名、連絡先、振込先等）及び感染拡大防止対策に要した費用（品目、数量、金額等）を入力していただきます。

なお、申請は必ず事業に要する費用が確定（物品であれば納品が完了し、費用が確定）してから申請して下さい。費用が確定しない段階における概算での申請はありませんのでご注意ください。

※ 申請内容の入力方法等は、追って厚生労働省ホームページに掲載いたします。

※ 領収書等の証拠書類の提出は省略しますので、必ず医療機関等において交付決定から5年間は保管しておいて下さい。

4. 補助金の交付決定等

提出いただいた申請書については、補助対象となる医療機関等であるか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関等には「交付決定及び交付額確定通知書」を郵送するとともに、請求書に記載の金融機関へ振込を行います。

5. 留意事項

- （1）本補助金を活用し30万円以上（地方公共団体は50万円以上）の機械、器具及

びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には厚生労働大臣の承認が必要になり、内容によって補助の全部又は一部を返納いただくことになります。

耐用年数前に廃棄等を行う場合には、厚生労働省医政局医療経理室（電話：03-3595-2225）までご連絡ください。

(2) 令和3年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、令和5年6月30日までに第2号様式を厚生労働省へ提出してください。なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を返納いただくことになります。

※ 提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医療経理室あて

（電話番号）03-3595-2225

(3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。

(4) 本補助金の申請は、1回限りですので、申請漏れ等ないように確認をお願いします。

6. 添付資料

(1) 本補助金の概要資料

(2) 令和3年度新型コロナウィルス感染症感染拡大防止継続支援補助金に関するQ & A

(3) 令和3年度新型コロナウィルス感染症感染拡大防止継続支援補助金交付要綱

厚生労働省医政局総務課、医療経理室

(問合せ先)

厚生労働省医療提供体制支援補助金

コールセンター

電話：0120-336-933

(平日 9:30~18:00)

医療機関等における感染拡大防止等の支援 (令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止継続支援補助金)

事業目的

国による直接執行

- 新型コロナの感染拡大が長期化し、変異株も出現する中で、医療機関等においては、感染リスクのある職員の待遇改善、個人防護具確保、消毒実施、患者動線分離など、院内等の感染拡大を防ぐための取組を行い、平常時には発生しないかかり増し費用が発生している。
- このような中、感染拡大防止のための補助を行う。

事業内容

〔対象医療機関〕

- ・ 感染防止措置を講じながら地域で求められる医療提供を継続している、保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所

〔支援内容〕

- ・ 感染拡大防止に要する費用の支援を行う。

〔補助額〕

- ・ 感染拡大防止等に必要な経費として、以下の額を上限として実費を補助

病院	10万円
有床診療所（医科・歯科）	10万円
無床診療所（医科・歯科）	8万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	6万円

〔対象経費〕

- ・ 令和3年10月1日から令和3年12月31日までにかかる感染拡大防止に要する費用
(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)

※ 感染防止対策に取り組む保険医療機関等において、院内等での感染拡大を防ぐために必要な経費が対象となる。

※※ 医療機関等の事務の簡素化の観点から、領収書等の添付を省略し、電子申請を原則とする。